

大川村特定健康診査等実施計画 (第四期)

令和6年3月

大 川 村

も く じ

1	計画の趣旨	2
2	計画の期間	2
3	他の計画との関係	2
4	現状の分析	3
	(1) 大川村国民健康保険の状況	3
	(2) 特定健診受診者の状況	4
	(3) 特定保健指導対象者の状況	4
	(4) 保健・医療に係る資源の状況	5
	(5) 第三期計画期間における課題等	5
	(6) まとめ	7
5	達成目標	7
6	特定健康診査対象者数の推計	8
7	特定保健指導対象者数の推計	9
8	特定健康診査・特定保健指導の実施方法	10
	(1) 実施形態	10
	(2) 実施場所	10
	(3) 実施時期	10
	(4) 特定健康診査・特定保健指導年間スケジュール	11
	(5) 実施項目	11
	(6) 受診方法	11
	(7) 委託の有無、契約形態	12
	(8) 委託基準	12
	(9) 結果通知・保存・他の保険者からのデータ受領方法	12
	(10) 周知、案内の方法	13
	(11) 特定保健指導の対象者の重点化の方法	13
	(12) その他	13
9	個人情報の保護に関する事項	13
10	特定健康診査等実施計画の公表・通知	13
11	計画の評価及び見直し	14
12	その他、特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項	14

1 計画の趣旨

急速な高齢化の進展に伴い疾病構造も変化し、疾病全体に占める心疾患、脳血管疾患、糖尿病、がん等の生活習慣病の割合は増加している。それに伴い、死亡原因や国民医療費に占める生活習慣病の割合も年々増加してきている。

こうした状況を踏まえ、今次の医療制度改革では、生活習慣病予防を総合的に推進していくこととし、「高齢者の医療の確保に関する法律」において、医療保険者には、被保険者及び被扶養者に対し、特定健康診査及び特定保健指導を実施することが義務づけられている。

特定健康診査とは、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を要する者を的確に抽出するために行うものである。特定保健指導とは、内臓脂肪型肥満の要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、受診者が自らの生活習慣における課題を意識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防するために行うものである。

本計画は、以上の趣旨を踏まえ、大川村国民健康保険被保険者に対して実施する特定健康診査及び特定保健指導を効果的かつ効率的に実施するため、当該事業の実施に係る基本的な事項、並びにその成果目標に関する事項等について定めるものである。

2 計画の期間

この計画は、特定健康診査等基本指針に即して6年ごとに、6年を一期として策定し、定期的に見直すものとする。

なお、第四期計画は、令和6年度から令和11年度までとする。

3 他の計画との関係

この計画は、大川村健康増進計画、高知県健康増進計画及び高知県医療費適正化計画等と十分な整合性を図るものとする。

4 現状の分析

(1) 大川村国民健康保険の状況

ア 加入者の年齢構成(男女別、40歳以上5歳刻み)

年齢	被保険者数(人)		
	男	女	総数
40歳～44歳	0	1	1
45歳～49歳	1	0	1
50歳～54歳	0	0	0
55歳～59歳	5	1	6
60歳～64歳	4	5	9
65歳～69歳	12	7	19
70歳～74歳	20	12	32

(令和5年9月末時点)

イ 保険者数、医療費の状況

	令和元年度	2年度	3年度	4年度
被保険者数(人)	83	79	80	79
医療費(千円)	31,235	30,975	26,856	36,150

(2) 特定健診受診者の状況

(単位:人)

令和4年度	受診者数			動機付け支援 該当者数			積極的支援 該当者数			
	年齢	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数
40歳～44歳	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
45歳～49歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50歳～54歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
55歳～59歳	2	0	2	0	0	0	1	0	1	
60歳～64歳	2	4	6	1	1	2	0	0	0	
65歳～69歳	6	7	13	1	2	3	0	0	0	
70歳～74歳	6	8	14	1	0	1	0	0	0	
計	16	20	36	3	3	6	1	0	1	

(3) 特定保健指導対象者の状況(令和4年度)

健診受診者		36人 66.7%		未受診者		18人 33.3%																		
腹囲等のリスクあり				腹囲等のリスクなし																				
服薬あり		服薬なし		服薬あり		服薬なし																		
7人 19.4%		7人 19.4%		7人 19.4%		15人 41.7%																		
血糖+血圧+脂質	血糖+血圧	血糖+脂質	血圧+脂質	血糖のみ	血圧のみ	脂質のみ	腹囲等ののみ	血糖+血圧+脂質	血糖+血圧	血糖+脂質	血圧+脂質	血糖のみ	血圧のみ	脂質のみ	腹囲等ののみ	血糖+血圧+脂質	血糖+血圧	血糖+脂質	血圧+脂質	血糖のみ	血圧のみ	脂質のみ	腹囲等ののみ	
2	1	0	0	0	1	0	0	2	0	1	0	0	1	0	0	1	0	3	0	0	1	2	1	0
(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	4	1	0	1
(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	

A:受診勧奨判定値の者(受診勧奨判定値の者の喫煙者)
B:保健指導判定値の者(保健指導判定値の者の喫煙者)

*が表示された場合は、人数が表示可能桁数を超えています。
人数を確認するには、絞り込み画面で確認してください。

出典:国保データベース(KDB)システム

(4) 保健・医療に係る資源の状況

診療所1ヶ所(大川村国保小松診療所)

総合福祉センター1ヶ所(大川村社会福祉協議会)

(5) 第三期計画期間における現状等

ア 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率

	H30	R元	R2	R3	R4
受診率(%)	67.2	70.8	56.5	65.6	66.7
保健指導実施率(%)	28.6	100	80.0	0.0	28.6

イ メタボリックシンドロームの該当者・予備軍の者の割合 【全体】

	H30	R元	R2	R3	R4
メタボリックシンドローム 該当者(%)	26.0	19.6	31.4	14.6	16.7
メタボリックシンドローム 予備群(%)	6.0	10.9	8.6	12.2	11.1

ウ メタボリックシンドロームの該当者・予備軍の者の割合【性別】

	H30	R元	R2	R3	R4
メタボリックシンドローム 該当者(%)	男性:37.0 女性:13.0	男性:26.9 女性:10.0	男性:50.0 女性:11.8	男性:23.8 女性: 5.0	男性:31.3 女性: 5.0
メタボリックシンドローム 予備群(%)	男性:11.1 女性: 0.0	男性:11.5 女性:10.0	男性:11.1 女性: 5.9	男性:23.8 女性: 0.0	男性:18.8 女性: 5.0

エ 事業体制

特定健康診査

◎高知県総合保健協会に委託

- ・実施場所:山村開発センター
- ・実施時期:4月～8月の間に、平日(1日)と休日(半日)の2日間実施
- ・職員:役場保健福祉課職員と高知県総合保健協会職員で対応

◎国保小松診療所で実施

- ・実施場所:国保小松診療所
- ・実施時期:秋季頃に半日のみ1回実施
(小松診療所の診療日:火・水・金の午後)
- ・職員:医師1名、看護師2名、事務職員1名、村保健師2名

特定保健指導

村保健師による個別指導を健診終了後速やかに実施(1～2カ月を目安に)

(6) まとめ

特定健診の受診率は平成30年度から令和4年度の5年間のうち、令和2年度を除き65%以上であり、県内全体の受診率と比較をしても高い数値が維持できている。しかし、男女別で見ると令和4年度の特定健診受診率において、女性が男性の約2倍の受診率となっており、男性の健診受診者が少ない状況である。また、令和4年度の健診結果では、60歳前後から特定保健指導対象者に該当する方が多く、メタボリックシンドローム該当者・メタボリックシンドローム予備群に当てはまる男性の割合が直近のどの年度をみても女性より多くなっている。令和2年度からは、メタボリックシンドローム該当者では女性の4倍以上の割合でみられており、非常に多くなっている。このことを踏まえても、壮年期の男性を対象とした健診後のフォロー・健康管理の強化は必須であると言える。

また、特定保健指導においては、実施率が低下した年度もあるが、新型感染症発生下での体制の課題などが考えられる。今後は、保健事業の対象者の優先順位をつけるなど、効果的な事業実施に取り組んでいく。

5 達成目標

1 目標値

(単位:%)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
特定健康診査 受診率	65 以上	65 以上	65 以上	65 以上	65 以上	65 以上
特定保健指導 実施率	50	53	55	58	60	60
メタボリックシンドロームの 該当者	15	15	13	13	10	10
メタボリックシンドロームの 予備群	10	10	7	7	5	5

6 特定健康診査対象者数の推計

1 特定健康診査対象者数の見込み(40～74歳) 【全体】

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
対象者数見込み(人)	55	55	55	55	55	55
目標実施率(%)	65	65	65	65	65	65
受診者数見込み(人)	36	36	36	36	36	36

2 特定健康診査受診者数の見込み(40～74歳) 【性別】 (単位:人)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
男性	15	15	15	15	15	15
女性	21	21	21	21	21	21
計	36	36	36	36	36	36

3 特定健康診査受診者数の見込み(40～74歳) 【年齢階層別】 (単位:人)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
40歳～44歳	1	1	1	1	1	1
45歳～49歳	0	0	1	1	1	1
50歳～54歳	0	0	0	1	1	1
55歳～59歳	1	1	2	2	2	2
60歳～64歳	7	7	7	6	6	6
65歳～69歳	13	13	12	12	12	12
70歳～74歳	14	14	13	13	13	13
計	36	36	36	36	36	36

7 特定保健指導対象者数の推計

1 特定保健指導対象者数の見込み(40～74歳) 【全体】 (単位:人)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
特定健康診査受診者数	36	36	36	36	36	36
動機付け支援対象者数	6	6	5	5	4	4
積極的支援対象者数	1	1	1	1	1	1

2 特定保健指導対象者数の見込み(40～74歳) 【性別】 (単位:人)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
男性	4	4	3	3	3	3
女性	3	3	3	3	2	2
計	7	7	6	6	5	5

3 特定保健指導対象者数の見込み(40～74歳) 【年齢階層別】 (単位:人)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
40歳～44歳	0	0	0	0	0	0
45歳～49歳	0	0	0	0	0	0
50歳～54歳	0	0	0	0	0	0
55歳～59歳	1	1	1	1	0	0
60歳～64歳	1	1	1	1	1	1
65歳～69歳	3	3	2	2	2	2
70歳～74歳	2	2	2	2	2	2
計	7	7	6	6	5	5

8 特定健康診査・特定保健指導の実施方法

(1) 実施形態

特定健康診査は、高知県総合保健協会に委託をして集団健康診査の実施と、大川村国民健康保険小松診療所での実施とし、一部かかりつけ医療機関での個別健康診査も併用する。

特定保健指導は、村保健師、及び大川村国民健康保険小松診療所医師が実施する。

また、栄養指導の一部を委託し、保健師と管理栄養士で実施する。

(2) 実施場所

特定健康診査は、山村開発センター1階(高知県総合保健協会に委託)、大川村国民健康保険小松診療所の2箇所を実施をする。(個別健康診査の希望者は、かかりつけ医療機関での実施となる。)

特定保健指導は、村保健師による個別指導(訪問等)又は大川村国保小松診療所で行う。

(3) 実施時期

特定健康診査実施時期は、4月～8月を基本とする。

特定保健指導実施時期は、7月～3月を基本とし、健診後随時速やかに実施する。

(4) 特定健康診査・特定保健指導 年間スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
希望調査票 送付	→			3月中旬～6月								
案内送付	←→				4月中旬～7月中旬							
健診実施	←→					5月～8月						
結果返却	←→						6月～9月					
特定保健指導								7月～3月				
受診券の送 付【個別】									4月～3月 ※随時希望者に発行			
	←→											

(5) 実施項目

実施項目は、「高知県特定健康診査マニュアル」の規定による。

加えて、心電図検査を実施する。

(6) 受診方法

【集団】

村民健診(特定健康診査含む)の実施2カ月前より部落便にて健診希望調査票を配布。希望者には、1カ月前に案内・問診票を送付し健診を受診してもらう。健診後は、速やかに結果を返却する。特定保健指導対象者には、村保健師が個別に連絡を行い、村保健師、又は大川村国保小松診療所医師が特定保健指導を行う。なお受診に係る自己負担額は無料とする。

【個別】

希望者が特定健康診査を受診する際には、村から送付する受診券を持参し、被保険者証とともに健診機関に提出し特定健康診査(特定保健指導)を受診する。なお受診に係る自己負担額は無料とする。

(7) 委託の有無、契約形態

特定健康診査は、高知県総合保健協会及び大川村国保小松診療所の指定管理者である本山町立国保嶺北中央病院との委託契約により実施する。

特定保健指導は、大川村国保小松診療所の指定管理者である本山町立国保嶺北中央病院との委託契約により実施する。

特定健康診査の個別健康診査については、集合契約により実施する。

特定保健指導については、村保健師、及び大川村国保小松診療所医師が実施する。

栄養指導を集合契約による一部委託とし、村保健師と管理栄養士で実施する。

(8) 委託基準

委託に係る基準は、『標準的な健診・保健指導プログラム(令和6年度版)』第1編第1章の考え方に基づくものとする。

(9) 結果通知・保存・他の保険者からのデータ受領方法

健診データは、契約健診機関から下記の代行機関を通じて電子データにより受領し、村で保管する。また、特定保健指導についても同様に電子データで受領する。

なお、記録の保管年限は10年とする。

国保被保険者が他の社会保険等への異動(逆の場合も)があった場合には、速やかに保険者間でのデータの授受を行う。

代行機関名:高知県国民健康保険団体連合会

(10) 周知、案内の方法

特定健康診査に関する周知は、村の広報誌や放送、部落便にて行う。

特定健康診査に関する案内は、集団健診では、実施1カ月前に案内文書・問診票の送付を行う。個別健診では、希望者に対し随時、受診券・問診票の送付を行う。

特定保健指導に関する周知・案内は、個別に対象者へ電話で連絡をし、文書にて通知を行う。

(11) 特定保健指導の対象者の重点化の方法

保健指導対象者の重点化の方向としては、その効果の面から考慮し 40, 50 歳の者を優先して選出することとする。また、健診結果の保健指導レベルが前年度と比較して悪化しており、保健指導が必要となった者についても、優先的に抽出する。

(12) その他

その他特定健康診査・特定保健指導の実施に係る詳細な実施手順については、別に定める。

9 個人情報保護に関する事項

特定健康診査・特定保健指導の記録の取り扱いにあたっては、大川村個人情報保護条例、及び文書管理規程に基づいて、厳重に保管、管理するものとする。

10 特定健康診査等実施計画の公表・通知

データヘルス計画と同様に提示する。

11 計画の評価及び見直し

当計画については、毎年「大川村国民健康保険運営協議会」において、事業目標の達成状況を評価するとともに、保険者の健康課題に沿って計画の妥当性を検討し、見直しを行う。

12 その他、特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項

・ 職員の研修について

特定健康診査及び特定保健指導に従事する職員については、当該事業の実践力養成のための研修に積極的に参加させるものとする。

・ 関係機関の連携について

特定健康診査及び特定保健指導の実施にあたっては、健診・国保担当課（保健福祉課）、高知県総合保健協会及び大川村国保小松診療所、本山町立国保嶺北中央病院間で連携を図り実施する。

・ 事業所健診について

村内の事業所に勤める者についても、特定健康診査や後期健康診査の機会と併せて健診が可能である。

・ 40歳未満の村民について

20～39歳の村民（国民健康保険被保険者に限らない）について、特定健康診査と同様の内容で健康診査を実施する。（自己負担額についても同様に無料とする。）

- がん検診について

特定健康診査の機会を利用して20歳以上の者に大腸がん、40歳以上の者に肺がん、胃がん(胃バリウム検査)の検診も実施する。乳がん(40歳以上女性)、子宮頸がん(20歳以上女性)、胃がん(胃内視鏡検査:50歳以上)については別途2年に1回検診の機会を設けて実施する。

- 75歳以上の健康診査について

高知県後期高齢者医療広域連合からの委託を受け実施する。

- その他、健康増進法に基づく健康増進事業について

健康相談、健康教育、訪問等の健康増進事業についても法に基づき実施する。

